

財務省告示第三百四十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成十八年八月十五日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成十八年九月八日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号
利付国庫債券（二年）（第二百四十七回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項、平成十八年度における財政運営のため
の公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）
第二条第一項及び財政融資資金
特別会計法（昭和二十六年法律
第一百一号）第十一条第一項並び
に国債整理基金特別会計法（明
治三十九年法律第六号）第五条
第一項

三 振替法の適用等
社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。この規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率と

五

方募

イ

口

八

行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	法	入
入	札	格	第	参	債	発	競	札	格	入	決
発	格	競	加	場	市	行	争	発	競	行	定
発	競							行	争		の

し、価格競争入札において募入
 の決定を受けた各申込みの募
 入額により加重平均し
 て得られる価格をその発行価格
 とするものによる発行（以下「非
 競争入札」という。）の価格
 であつて、同時に発行される
 市場特別参加者による発行（以
 下「競争入札」という。）の
 価格競争入札発行（以下「非
 び価格競争入札の募入の決定を
 した後に行われる入札であつ
 て、財務大臣が各国債市場特
 別参加者による発行（以下「非
 市場特別参加者」以下「非
 競争入札発行」という。）

各申込みのうち応募価格の
 高い順に各申込みの応募額を
 順次割り当てる。このとき、
 各申込みの応募額を案分によ
 り割り当てると、各申込みの
 応募額を案分により割り当てる。
 申込みの応募額を案分により

発

十
一
イ

口

十
三
二

十
四

入 札 行 行
格 競 行 行
争 争 価 日

非 競 争
入 行 入

国 債 市 場
別 参 加

者 第 一
非 格 競

争 入 札
及 び 行

行 市 場
及 び 行

債 市 場
及 び 行

別 参 加
者 非 格

・ 第 一
格 競

入 札 行
格 競 争

利 率
子 率

第 二 期 以

額の整数倍の金額によるものと

す。平成十八年八月十五日

十 額 格 十 額
七 銭 以 上 の 所 づ 九 十 九 円 九

十 額 格 十 額
七 銭 二 厘 以 上 の 所 づ 九 十 九 円 九

年〇・八パーセントを支払期

平成十九年二月十五日を

とし、次の算式により算出した

金額を支払う。ただし、支払期

が銀行休業日に当たるときは、

その翌営業日に支払う。以下、

次及び第十五号において規定

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年二月十五日及び八月十五日

十九	十八	十七	十六	十五					
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限				後の利子
平成十八年八月十五日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行	額面金額百円につき百円	平成二十年八月十五日	利子を支払う。	て、その日以前六月間に属する	を支払期とし、各支払期におい	